

介護保険住宅改修の取扱い

平成23年11月

根室市 市民福祉部 介護福祉課

介護保険住宅改修について、根室市における取り扱いを下記のとおり取りまとめましたので、業務の参考にしていただきますようお願いいたします。

住宅改修の対象となっているものでも、被保険者の身体状況等により条件が変わることがありますので、不明なことについては「介護福祉課介護保険担当」に確認してください。

【手すりの取付け】

1	手すりの形状	身体状況に応じた形状のものであれば、円柱状等の握る手すりの他、上部平坦型（柵状のもの）でも対象となる。
2	手すりの取替え	単に老朽化が原因である場合は、対象外。利用者の身体状況から、現状の手すりの設置位置が適切でないために手すりを付け替える場合は、対象となる。
3	取外し可能な手すり	手すりの片方が固定されている、はね上げ式手すりは、対象。その他、取外し可能な手すりは、使用する理由が明確で、固定する工事が行われる場合は、対象となる。
4	家具等への手すり取付け	げた箱等、固定されてなく、不安定な状態の家具への取付けは、対象外。
5	手すり一体型収納イスの取付け	玄関に収納式の椅子のみを取付ける場合、対象外。身体状況等から、手すり取付けに伴い、より安全な生活動線が確保できると認められた場合、手すり一体型の収納式椅子は、対象となる。

【段差の解消】

1	上がり框の段差解消	固定されていなく持ち運び可能な式台の設置は対象外。 上がり框を2段にする工事は、床段差解消として対象となる。
2	浴室用すのこ設置	オーダーメイドにより、浴室内にねじ止め等の取付工事により、固定する場合は、対象となる。それ以外は、福祉用具購入の対象となる。
3	浴槽の取替え	身体状況等に応じて、浴室床と浴槽の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を変更するための浴槽の取替えは、対象となる。単に老朽化が原因の場合は、対象外。
4	ユニットバス設置による段差の解消等	①脱衣所と浴室の段差解消を目的とするために行うユニットバスの購入設置（浴室の床部分の改修） ②浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とするユニットバスの購入設置（浴室の床部分の改修） ③浴室床と浴槽の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものにするために行うユニットバスの購入設置（浴槽改修） ①、②、③、それぞれ住宅改修の対象となる。壁面収納等住宅改修の目的以外のものについては、対象外となるため、全体の工事費から、ユニットバス設置の目的が①～③に該当する部分について、工事費を算出し、内訳書には対象となる部分と対象外の部分を分けて記載すること。
5	居室の窓からのスロープの設置	身体状況等により、玄関からの出入りが困難である等の理由があれば、対象となる。

6	既存スロープを撤去し 新たなスロープを設置	単に老朽化が原因である場合は、対象外。 身体状況等の変化により、既存スロープを撤去し、新たなスロープを設置する必要がある場合、対象となる。 (既存スロープ撤去の必要性については、十分検討すること)
7	階段の段差解消	階段の段数を増やし、一段当たりの高さを低くする工事や階段の踏み面を広げ、階段の角度を緩やかにする工事等、個別の状況により判断するので事前に相談すること。
8	昇降機・リフト・段差 解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、対象外。(手動によるものも対象外) 床走行式・固定式・据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の対象となる。

【滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更】

1	床材の表面加工等	滑り防止を図るため、床材の表面加工(溝をつけるなど)、カーペットの貼り付けや、階段にノンスリップを取付けたりする場合、対象となる。 置くだけの滑り止め床材やカーペットを置くだけであれば、対象外。
2	床の取替え	老朽化や物理的・化学的な摩耗・消耗を理由とする工事は、対象外。
3	畳等からフローリング への改修	車いすや歩行器等を使用していて、移動の円滑化等のためであれば対象となる。

【引き戸等への扉の取替え】

1	扉の工事	扉そのものを取替えない場合でも、身体状況等に合わせ、その性能が変われば、扉の取替えとして対象となる。具体的には右開き→左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式に変更する場合、戸車を設置する場合等。 単に老朽化が原因である場合は、対象外。
2	引き戸→引き戸	既存の引き戸が重たい等、開閉が容易ではない場合等は、対象となる。
3	門扉の取替え	引き戸等への取替えとして対象となる。
4	扉の幅を広げる	車いす利用のためや被保険者の身体状況等に応じて必要ならば対象となる。
5	扉の新設	身体状況等により、生活動線の安全確保からみても扉を新設することが必要であれば、対象となる。
6	扉の取替え	引き戸への取替えの他、身体状況等により、扉を折戸やアコーディオンカーテン等に取替える場合も、対象となる。引き戸への取替えに併せて自動ドアとした場合は、動力部分の設置費用は、対象外。

【洋式便器等への便器の取替え】

1	洗浄機能等付加された 洋式便器への取替え	洗浄便座一体型等の便器に取り替える場合は、便器の交換工事のみが、対象となる。暖房・洗浄機能の電源を確保するための電気工事は、対象外。
---	-------------------------	--

2	洋式便器の改修	身体状況等に応じて、洋式便器をかさ上げる工事や、便座の高い洋式便器に取替える場合は、対象となる。単に老朽化したことによる取替えは、対象外。補高便座を使用する場合は、福祉用具購入の対象となる。
3	洋式便器の向き変更	身体状況等により、必要とされる工事であれば、対象となる。
4	別の場所に洋式トイレを設置	既存の和式便器のトイレを取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する場合は、和式便器→洋式便器の取替えと同様、対象となる。既存の和式トイレは取り壊さず、別の場所に新たに洋式トイレを設置する場合は、取替えにあたらなため、対象外。
5	便器取替えに伴う水洗化工事	水洗化にかかる費用については、対象外。

【その他付帯工事】

1	既存の手すり撤去	手すりの取替えに伴う付帯工事として、対象となる。
2	下地補強	手すり取付け・取替えに伴う付帯工事として、対象となる。
3	床の解体	スロープを設置するためや床材を変更するために床を解体・撤去する必要がある場合、段差解消、床材変更に伴う付帯工事として、対象となる。
4	段差解消に伴う扉の取替え	扉に付属する敷居を撤去した場合等で、扉部分に隙間ができることで、扉を取替える場合、段差解消の付帯工事として、対象となる。
5	壁紙の張替え	手すりの取付けの際、壁紙の張替えが必要な場合は、手すり取付けにかかる部分のみ、手すり取付けの付帯工事として、対象となる。壁全体の壁紙を張替える場合は、手すり取付け部分のみの費用を内訳に記載すること。
6	便器・浴槽・扉の撤去処分	「洋式便器への取替え」、「浴槽の取替え」、「引き戸等への取替え」に伴う付帯工事として、対象となる。
7	給排水設備工事	「浴室の床の段差解消」、「便器の取替え」に伴う付帯工事として、排水管の長さや位置を変える工事は、対象となる。浄化槽設置工事や公共下水道に接続する桝からトイレまでの給排水管工事等は、対象外。

【支給申請関係】

1	領収書について	支給申請時に、領収書の原本を確認できれば、提出は、写しでよい。領収書の宛名は、被保険者本人であること。
2	工事内訳書について	トイレ、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするため、材料費、施工費等を適切に区分して明記すること。数量について、個数、本数など明確に記載できるものは「一式」としないこと。
3	添付写真の日付について	添付写真は、日付がわかるものを提出すること。できるだけ、日付機能付カメラを使用するか、黒板や紙等に日付を記入して写真に写りこませる等、写真自体に日付を写りこませるようにすること。（添付写真のフィルム・現像代については、工事費ではないため、支給の対象外）

4	事前申請書・支給申請書添付の写真について	事前申請書・支給申請書に添付する写真は、改修箇所が確認できるように、できるだけ同じアングルで、改修箇所全体が写り込むように撮ること。段差解消箇所については、どのくらいの段差があるか、わかるよう工夫して撮ること。（物差しを当てる等）
5	改修箇所の図面の添付について	改修箇所が多数あり、写真の添付だけでは、改修箇所や生活動線の確認が難しい場合は、それらが確認できる平面図（見取り図等）を添付すること。
6	支給金額について	工事料のうち、9割の支給金額に1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

【その他】

1	新築住宅の改修	住宅新築時の手すり取付けや段差解消の工事費は、認められない。新築住宅の竣工日の翌日以降に改修工事する場合は、対象となる。
2	賃貸住宅退居時等の原状回復	原状回復の費用については、対象外。
3	一時的に身を寄せている住宅の改修	住民票上の住宅のみ、対象となるため、一時的に身内の住宅に身を寄せている場合、その住宅に住民票が移動されていれば（転居届の提出）、住宅改修の対象となる。
4	家族等が行う改修	材料の購入費のみが、対象となる。工賃については、対象外。この場合、事前申請時に見積書を添付、支給申請書に購入先の領収書及び、内訳書を添付すること。（見積書・内訳書は、自己作成可）
5	入院・入所中の改修	退院・退所の予定が明確であれば、入院・入所中に住宅改修を行い、退院・退所後に支給申請を行うことができる。（事前申請時に退院・退所予定日を理由書等に記載すること）退院・退所しないこととなった場合は、支給申請できない。（全額自己負担）
6	住宅改修中に死亡した場合	住宅改修中に、利用者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分について、対象になる。
7	グループホームの改修 (有料老人ホーム含)	グループホームは、本来、高齢者の利用に適したものであるはずで、住宅改修を行うことは、想定されていないが、身体状況等により個別の対応が必要な場合、居室等の専用部分のみ、対象となる。共有スペースは、対象外。
8	複数の被保険者による同一住宅の改修	同一住宅に複数の被保険者がいて、住宅改修が行われる場合、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しなければ、対象となる。
9	一時外泊のための住宅改修	入院・入所中の被保険者が一時外泊で、自宅に戻る場合、生活の拠点が自宅ではないため、対象とならない。
10	認定申請中の住宅改修	「償還払い」については、認定申請中に事前申請し、認定後に支給申請することができる。「委任払い」については、認定前に事前申請することは、できない。担当者は、認定が「非該当」となった場合は、全額自己負担となることを利用者へ説明し、了承を得た上で事前申請すること。状態の変化による「区分変更」・「見直し新規」申請中については、一次判定の結果により、「償還払い」、「委任払い」どちらも事前申請できることとする。

